

第 11 回

西東京市障害児教育検討懇談会議事録

日 時 平成 1 8 年 2 月 2 0 日 (月)
場 所 保健福祉総合センター・防災センター講座室

西 東 京 市 学 務 課

会 議 録

- 会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会（第11回）
- 開催日時 平成18年2月20日（月）午前10時から午前11時50分まで
- 開催場所 西東京市保健福祉総合センター・防災センター6階講座室
- 出席者 【出席委員】（座長）八木澤 俊孝、（副座長）宮沢 春好、兵藤 紫都子、北爪 みどり、秋本 篤哉、川合 真理子、小坂和弘、伊藤 伊都子、藤平 洋子、足立 善朗、高野 富、細井 邦夫、大野 雅生、蚊野 秀明、稲津 明、清水 静雄、屋宮 茂穂、吉田 勉、
- 【欠席委員】 な し
- 【事務局】（学務課長）富田 和明、（教育相談課長）長澤 和子、（指導課長）大町 洋、（学務係長）久保 鷹夫、（学務係）田島 康介
- 議 題 (1) 市内の心身障害学級見学について（報告）
(西東京市における特別支援学級の在り方について)
- (2) 「理解啓発」の在り方についての検討
- (3) 「地域との連携」の在り方についての検討
- (4) 「盲・ろう・養護学校との連携」の在り方についての検討
- (5) 今後の予定について
- 会議資料の名称
- 1 - 1 小学校分布図
- 1 - 2 中学校分布図
- 2 「理解啓発」の在り方についての検討
- 3 「地域との連携」の在り方についての検討
- 4 「盲・ろう・養護学校との連携」の在り方についての検討
- 5 西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定
- 記録方法 全文記録

会 議 内 容

発言者名

学務課長：

本日は委員の方々に御欠席という御連絡はいただいておりますが、まだ数名いらっしゃってありませんが、定刻となりましたので、ただいまより開会させていただきます。

それでは、八木澤座長、どうぞお願い申し上げます。

座長：

ただいまから第11回西東京市障害児教育検討懇談会を開会したいと思います。

資 料 確 認

座長：

初めに、本日の配付資料について事務局から御確認をお願いいたします。

学務課長：

それでは、資料を御確認いただきたいと思います。

まず資料1-1と資料1-2でございます。小学校分布図、さらに中学校分布図とございます。こちらは後ほど御説明申し上げますので資料の御確認だけしていただきたいと思います。

さらに、資料2「理解啓発」の在り方についての検討、資料3「地域との連携」の在り方についての検討、資料4「盲・ろう・養護学校との連携」の在り方についての検討、資料5「西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定」、合わせて6枚、3セットの資料を用意させていただきましたが、よろしいでしょうか。

1 . 議 題

(1) 市内の心身障害学級見学について (報告)

学務課長：

それでは、次第による(1)の「市内の心身障害学級見学について(報告)」の御報告をいただく前に、先ほど申し上げました資料1-1と1-2をご覧いただきたいと思っております。小学校の分布図及び中学校の分布図でございます。まず、先日行っていただきました小学校、中学校の現在の状況を御説明申し上げて、1番の御報告に入りたいと思っております。

それでは小学校分布図を見ていただきたいと思っております。お手元の緑色が心身障害学級、

紫と言いましょうか、赤い方が通級指導学級でございます。先日委員の皆様においていただいたのは、中原小の心身障害学級、通称「固定」と言いますが、固定の中原小を見ていただきました。それから中原小の下にございます谷戸小でございますが、こちらは通級指導学級、せせらぎ学級、情緒をご覧いただきました。

2枚目をご覧いただきたいと思います。中学校分布図でございます。中学校におきましては、現在、ご覧いただくように2校ございますが、いずれも心身障害学級いわゆる固定学級のみでございます。それも、左下の田無一中の固定をご覧いただきました。そのような形で、中学校については固定級が二つ、小学校においては緑色の心身障害学級、これは固定級ですが、田無小、中原小、東小の3校に設置しております。

通級指導学級におきましては、谷戸小と東伏見小に情緒、保谷小と芝久保小に言語が、ただ、芝久保小については18年、今年の4月から開設ということで考えてございますが、合わせまして4校の設置をしてございます。これが現状でございます。

それでは、資料の説明は以上で終わります。

座長：

ありがとうございました。それでは本日の議題の(1)「市内の心身障害学級見学について(報告)」を、まず事務局から。

学務課長：

私の方からは特に御報告を申し上げる点はございません。ですので、委員さんの方で。

座長：

それでは、参加された委員の皆さんから一言ずつ御感想をおっしゃっていただくと思います。

副座長：

大変勉強になりました。調布の見学よりも西東京市の見学の方が、身近な問題、それから切実な問題がいろいろありまして、特に固定の方では中原小で市内全域にわたるような通学区域がありまして、いろいろ問題解決に向けて我々の方でも考えなければいけない問題があるのではないかと感じました。

普通の学級で個に応じた教育をすることは大変だということを感じまして、それぞれ、障害の程度に応じた教育の場所ということがやはり設定されなければいけない問題ではないかとつくづく感じました。

保護者の方では、単純に通常の普通の子もたちと一緒に教育を設定することによって教育が保障されるというようなことを感じている親御さんもいるようなんですけども、問題はいろいろあるように感じております。

委員：

貴重な体験をさせていただきましてありがとうございました。下の子どもが小学校と中学校の通常学級におりますし、通級学級を見学する機会というのはなかなかないので、

目の当たりにすることができてとてもよかったと思います。通常の学級での子どもをどう見ていくのかというのが、通常の普通のお子さんの学習がきちんと保障されているのかというのも、通常学級に兄弟を通わせている親としては非常に難しいところだなと思っているので、その中で個別の対応というのは、通常のお子さんにも個別の対応が必要な時と場合がありますから、それができていないと非常に難しいだろうなというのは、やはり同じように感じましたし、40人を一つの学級として見ていく中では、個別の対応というのはどのお子さんにとっても非常に難しい。先生がとても消耗するだろうなというのは如実に感じました。

調布を見ていたからこそ余計分かった部分が、とてもあるなと自分でも思いましたし、どちらが先かということもないのでしょうけれども、勉強した上で地元を見ることができてよかったなと思いました。せせらぎは特にそうだと思うのですけれども、私たちが見学に入ることでお子さんたちが余計に右往左往されたということもあって、申しわけないなと思ったのですけれども、ああいう機会をいただかなければなかなか実感として得ることが、テレビなどでは最近かなりいろいろな形で障害のお子さんを放映されていると思うのですけれども、まじかで見るといって変な言い方ですけれども、一緒の場にいる機会を得ることができて、とても貴重な体験だったと思います。できれば、それをまた他の方たちと話し合う機会があればいいかなと思っています。ありがとうございました。

委員：

私は、中原小のつくし学級に子どもが在籍していたので、中原小の見学のときにはとても懐かしい想いで見学させていただきました。小学校の固定学級と通級学級、中学校の固定学級という形で見させていただいて、在籍していた中原小はもちろんなんですけれども、通級や、あと今、保谷中ののびるさんでお世話になっておりますが、田無一中のI組さんの様子などは、ふだんなかなか拝見できないので、授業内容などを拝見できてとても参考になりましたし、よかったと思います。

その中で感じたのは、いいところという意味では子どもたちが非常に安定しているのかなと、私はむしろそういうふうに感じました。やはり設置校ならではの、自分の学級という意識が子どもたちの中に根づいているのをすごく感じましたし、あと、先生方の連携がとてもうまくとれているのではないかなというふうに感じました。インフルエンザがはっていたそうなので、先生方も子どもたちもちょっとお休みが多かったりはしていたのですけれども、私自身は子どもたちが伸び伸びと授業を受けているなという感じがしました。

通級の中でも、確かにちょっと不安定なお子さんがいたりして、またそういう問題点なども校長先生からも御説明があったりして、同じ通級でも設置校にいるお子さんと、そうではなくて通ってこられているお子さんとの状態の差、温度差というのも少しやは

りあるのかな。そこでスムーズに子どもたちが授業を始められる体制をつくってあげることがとても大事だという先生方の御説明もありましたし、遠方から、遠ければ遠いほど、子どもたちはなかなか授業にすぐ入り込む態勢というのはちょっと難しい部分もあるのかなということを感じました。

あと、どの学級も、小学校も中学校もそうなんですけれども、かなり大規模化になっていて、人数がとても多くなっているというところに問題が出てくる部分なのかなというのもあるって、もちろん、小学校の固定に関してはバスで通学しているお子さんがいらっしゃるんで、学区が離れれば離れるほど、どうしても長時間バスに乗っていかなくてはいけないという、そういう細かいところではいろいろちょっとリスクが出てくるので、そういったところを今後を含めて全体の数に、学校数に対してのこれからの設置数というものも含めながら今後検討していくことが大事なのかなというふうに感じました。本当に見学先の先生方にはお世話になりました。ありがとうございました。

委員：

貴重な経験をさせていただきました。共通認識の土台の中で話し合った方がいいのではないかと御指摘をいただきまして、まさに私にぴったり当てはまった御教示だったと思います。特に通級指導教室という部分で認識というか、知識がなかったものから、イメージもわからなかったところ、そういう見学の機会を与えていただいたものですから、今後、特別支援教育を考えていく上でも大きな示唆があったのではないかと私も感じました。高野先生が、「うちには特別支援教室の1もあるのよ、2もあるのよ、3もあるのよ」というお話が、今後の特別支援教育を考えていく上でも、幅広く全体のことを考えていかなければいけないとは思いますが、本当に大きな示唆があったと思います。ありがとうございました。

委員：

本当に何も分からない中で見学させていただいて、西東京市の取り組みというのは随分素晴らしいことをしていらっしゃるのだなということを改めて感じました。それで、中原小の先生のお話を伺って、子どもたちの数がどんどん増えていると。大規模学級の見直しをするべきということと、あと、歩いて通えるところに学校をつくって欲しいという事は、とても説得力がありました。

せせらぎを見学させていただきまして、障害のある子どもにとって通級クラスが自分の通う学校にあるということがどんなにいいことかということを改めて感じました。そこにかかわっていらっしゃる先生方が本当に一人一人丁寧にかかわってくださっていて、そういう中で成長していける子どもたちは本当に幸せなんだなということを感じたんです。こういう学校が各地域にあることが今後望ましいんだろうなということを感じました。

そういう中で、先生方の御苦労を見ていると、人員の確保というのでしょうか、施設

ももちろんなんですけれども、適任者をきちんと育てていって配置していかなければ、こういう問題というのは成り立っていかないのかなということを感じました。どの学校も見学させていただいて、かかわる先生方の前向きの姿勢には本当に頭が下がりましたし、先生というのはやはり教育のプロなんだなということを改めて感じた見学会でもありました。

座長：

最後に私からですが、今委員さんからお話がありましたように、いろいろな課題を学校ではお持ちになっているわけですけれども、現場というのは、課題があっても、どうしても子どもと向き合わなければならないのだということを改めて思いましたし、通常学級のお子さん以上に障害のあるお子さんは個人差があるということも改めて思いました。LDならLDというふうにレッテルを貼るわけではありませんけれども、そういう名前でやると、こういうことかということで括ってしまうのですが、その中にそれぞれ個人差があって、通級のお子さんを見ても、それをより感じまして、その場その場で、そのときの雰囲気等によっていろいろ動くところをきちんと対応しなければならないということを感じました。今後、6月までいろいろな取り組みをこの懇談会でするわけですが、そのあたりを反映させながら見ていきたいと思えます。

関係の校長先生方、どうもありがとうございました。また、事務局もいろいろ御配慮を賜りましてありがとうございました。

(2)「理解啓発」の在り方についての検討

座長：

それでは、議題(2)「理解啓発」の在り方について事務局から資料の説明をお願いいたしますが、これから6月へ向けてのものですから、お話をいただいた後、いろいろお話をいただいて、それが6月に向けてになるようにというようなことで、お話を伺っていただけたらと思います。それでは資料の説明をお願いいたします。

学務課長：

それでは、御説明を申し上げます。資料2をご覧くださいと思います。前回の第10回の際に特別支援教育について項目立てをさせていただいて御議論をということではございましたけれども、なかなか範囲が広いということも含めて御議論を進めにくいというふうにも事務局の方で考えまして、本日お手元に資料を2番、3番、4番、「理解啓発」「地域との連携」「盲・ろう・養護学校との連携」という三つに、まず分けてみました。ご覧くださいように、かなり事細かくさせていただく中で具体的な御議論を仰ごうかと思ひまして、つくってみました。

それでは、資料2を御説明申し上げたいと思ひます。まず「理解啓発」の在り方に

についての検討でございます。要は「理解啓発」についてどのような形ができるだろうという御議論をこれから皆様をお願い申し上げるための資料でございます。

真ん中、上の方から、国の最終報告、東京都の計画、さらに国のガイドライン、それぞれそのような形で出てございます。それを踏まえながら御説明を申し上げます。

まず、国の最終報告では、理解啓発については、

国及び各教育委員会においては、研修や広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進することが重要である。

というふうに述べられております。さらに

「特別支援教室（仮称）」の構想を実現するためには、国及び教育委員会においては、研修や広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進すべきである

というふうに述べられております。

さらに東京都の計画では、

特別支援教育に関する説明会等の実施

特別支援教育を円滑に推進していくため、保護者や都民等を対象とした説明会を都や区市町村において実施します。

というふうに述べられております。

国のガイドライン（試案）では、

保護者や地域の人々への理解推進

LD・ADHD・高機能自閉症について紹介したパンフレットの作成・配布等により情報提供を行ったり、関連機関等と連携して保護者や地域住民を対象としたセミナーを開催したりするなど、適切な情報の提供に努めていくことが求められています。

というふうに書かれております。

このような国ないしは東京都、国のガイドラインを踏まえて考えますと、戻りまして一番上をご覧いただきたいと思います。要は、これまでの心身障害教育（特殊教育）から新たに特別支援教育へ移行及び推進していくためには、特別支援教育の制度内容について、広く理解を求めるための啓発が必要となる。

さらに、制度内容に加えて、特別支援教育で新たに対象となる、LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害について、その特徴や対応例などについても、広く理解啓発を行うことが必要となるということでございます。

先ほど座長の御見学の御報告にもありましたように、LD・ADHD・高機能自閉症等、言葉の定義以上のものがいろいろあるということも含めて、理解啓発が必要であろうということが第2番目でございます。

さらに、特別支援教育の理解啓発を行う際は、市教育委員会や学校のみならず、庁内の他の部署との連携を図ることにより、効果的に行う必要がありますということござ

います。市教育委員会、学校だけではなくて、庁内全部の部署が協力体制に入ることが第3でございます。

これらの理解啓発を行うに当たって、皆様にどのような形の御議論、御示唆をいただけるかということでございますが、一つ考えられる理解啓発の方法の一例を一番下に記してございます。(1)講演会等による理解啓発。大きな会場で行う講演会については、大きなホールで行いますので、多人数の方に対して、講演者については、学者、医師、文部科学省、都教育委員会の先生方をお呼びして、こういうことが考えられるだろうということでございます。

として、保護者会での講演。各小中学校において保護者会の際に、具体的な御説明を申し上げられる場の設定もあるのではなからうか。

として、PTA等の保護者団体の研修会。要は出前講座とでも言いましょうか、そちらに出向いて、そういう単位のところでお理解をいただく会を設定できるのではなからうかということでございます。

(2)として、パンフレット等の配布による理解啓発でございます。こちらは、小中学校の保護者、育成会、主任児童委員、各関係機関等にパンフレットを配布して理解を得るという方法でございます。

(3)として、広報紙、学校だより等による理解啓発。「西東京市の教育」というものを教育委員会で作ってございます。そちらの方に一つのキャンペーンとでも言いましょうか、設定いたしまして広報活動に入る。それから各学校でつくっている学校だよりにも載せられるのではなからうか。

(4)として、研修でございます。教員や市職員へ研修を行い、特別支援教育や発達障害に関する理解を図るということでございます。

これらは、あくまでも具体例ということで、ほんの一例でございますが、事務局で考えたものは、こういうものが考えられるのではなからうかということでございます。

それでは、右上をご覧いただきたいと思います。どういう方々、対象者がいらっしゃるかということで、そこにも具体的に5つほどにまとめてみました。

(1)として保護者でございます。LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害の特徴などに関する情報を提供し、理解啓発を行うことにより、子どもに対する保護者の自らの気づきのきっかけになるものと考えられます。それから、当該児童生徒の保護者だけではなくて、いわゆる一般の保護者に対しても、LD・ADHD・高機能自閉症等の情報を提供することによって理解の啓発をいただけるということで載せてございます。

(2)一般の市民の方々でございます。LD・ADHD・高機能自閉症等そのものがなかなか御理解をいただけないかもしれません。そういう地域の方々の協力を得るために一般市民向けの、このような広報活動に入ります。

(3)教員でございます。いわゆる現場の最前線に立つ教員に対しても、当該児童生

徒の個別指導計画の作成に携わることになるわけですので、現場の教師に対しても、そのような形の理解啓発のものを行います。

(4) 市職員でございます。先ほど申し上げましたように、全庁での体制に入るということで、教育委員会のみだけではなくて、特に当該児童と直接かかわり合いのある児童館、図書館、体育施設等の職員に対する理解啓発がぜひとも必要になろうと考えております。

(5) 児童・生徒、いわゆるお友だちレベルの児童・生徒でございます。要は特別支援教育の推進に当たり、障害のある児童・生徒と交流する機会がふえることが見込まれるため、児童・生徒に対して、より一層、障害児、障害者を理解させることにより、学校や学級において当該児童生徒に対して教育的支援や配慮を行うことへの理解を得ることにつながる。要は、どうしてそのような形の支援を行うのか。それからLD・ADHD・高機能自閉症などの障害も含めて、その子に対する理解を得たいということで、このような、これもあくまで事務局の一つの例でございますが、こういう方々への対象ということでPR、理解啓発が行われるのではなからうかというふうに考えています。

資料の説明については以上でございます。

座長：

このことに関して御質問、いかがでしょうか。資料 2 では、特別支援教育の制度内容と発達障害に関して理解啓発を行うものとして、理解啓発を行う対象と理解啓発の方法等について書かれており、今御説明があったわけですが、御質問も含めて御意見をいただきたいと思えます。

今後、答申まで持っていくに当たって、事務局の方でいろいろ区分けをしていただいでやってくださったわけですが、ここでいろいろ御意見、御質問等でお話が出たものをまとめていただいて答申の案づくりのもとを事務局にお願いするような形にしていききたいというふうに、後ほどお諮りしますが、そういう意味もありますので、どうぞ御意見、御質問がたくさん出た方が今後の討議の材料になると思えますので、おっしゃっていただければありがたいと思えます。

委員：

考えられる理解啓発の方法の一例という形で挙げていただいたのですけれども、西東京市内の各学校を見学させていただいて、その中で出た課題も含めた中で理解啓発は進めていかななくてはいけないと思うのですけれども、設置校としての利点を含めて言えば、設置校にいる一般の普通の学級にいる保護者の方たちというのは、設置校にいる子どもたちのことは各学校の行事においても、その子どもたちの頑張っている姿というのを目の当たりに見れるわけですし、それはもう一番の理解啓発になっていると思うんですね。

その中で問題点として一つ一つの学級自体が、学校の心障学級というものが大規模化されていて、遠方からも通っている子どもたちがいるということを考えれば、一番の理

解啓発という意味では、なるべく地域に近いところに、こういった固定の心障学級や通級学級をもっと設置することで、そこにいる保護者の方はもちろんですが、地域の方への理解啓発という意味ではとても有効なのではないか。やはり進めていっていただきたいという気持ちがとても、今回見学させていただいたこともあったので、より強く感じました。

座長：

ありがとうございます。

他にどうでしょうか。いろいろな意見が出ていいと思うんですよ。

委員：

前回に戻ってしまうような話なんですけれども、前回、国の方針を学んだ中で特別支援教育というのはまだきちんと形が決まっていないうし、制度化しないかもしれないという - しないかもしれないというよりも、いろいろな事例を研究して、その中でこれから考えていきたいというような内容だったかなと思うんですね。特別支援教育に向けて決まったことを啓発していくのだと思うんですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

学務課長：

はい。

座長：

そういうことでいいのではないかとということです。

委員：

同じようなことなんですけれども、こうやって皆様に、特別支援教育ですよということを理解していただくために幅広く呼びかけていくわけですよ。だけど、学校そのものとしたら西東京市にはここだけの学校しかなくて、ただ言葉で終わってしまうような、ちょっと言い方が悪いのですけれども、自分の学校にあれば実際にこうなんです、ああなんですという理解はあれなんですけれども、ない場合、こういうことが始まるんだぐらいのことしか - 変わらないような気がするんですね。何と言ったらいいのか、ちょっと分からないんですけれども、それを一般市民に広報しても、「ふーん、そう言えばうちの学校にもそういう子がいるけれども、その子は行くのかしら、行かないのかしら」ぐらいの、そういうようなことで終わってしまうような気がして、この取り組みの、ちょっと言葉が出ないのですけれども、私が全く知らない立場でこれを見たときに、ああ、こういうことがあるんだ、今度変わるんだ、何が変わるのかなというのは、つくしだとか具体的に既にあるわけですよ。言おうとしていること分かりますか。すいませんちょっと、自分の中でもよく分からないのですけれども。形としてしっかりしたものがないというのでしょうか。

委員：

理解啓発の右側の上の(1)の保護者のところに書かれている「LD・ADHD・高機能自閉症等の情報を提供し」という部分がありますね。今現在、設置校とか通級に通われている子どもたちの保護者の方々は、子どもが小さい段階から、そういう障害に対しての情報をいろいろな形で得ていらっしゃるんですね。その中で子どもにとっての一番の安定した場所ということではいろいろ悩まれて入れられているのですけれども、実際の通常学級の中にはそういう情報を得るチャンスがなかった保護者の方、あるいは、例えば疑問を持っていたとしても、どうそれを尋ねていいか分からないような保護者などたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

特別支援教育制度の一つの目的の中には、障害理解というもの、保護者の方々が理解していただくことが大きなテーマだと思うのです。実際にこの制度が動き始めれば、子どもが生まれたときからずっとこういう形で流れていくのでしょうかけれども、今、既にもう小学生や中学生になっているお子さんに対して情報を提供していかねばならないとすれば、こういう啓発の取り組みを行って、もう一度自分の子どもの状況をしっかりと把握していただくというようなスタンスが大事なのかなというふうに思います。ですから、保護者に対するこの部分を、どう保護者の方々にお知らせしていくのか。ただ、会を開いたから来てくださいと言っても、そうはいかないものだろうと思うのですね。だからそのあたりは難しいなとは思いますが、このポイントは大事なかなと思います。

座長：

切り口の一つとして、今おっしゃった分が大事な部分だということだと思います。先ほどおっしゃっていたことは、こういうふうに考えてよろしいでしょうか。設置校を増やすということは大変なことですよ。これはだめということではなくて、やっていただくようにお話しする。そのことはそのこととしておいて、私どもは現場的に考えて、設置校を増やすということも、この懇談会では一生懸命言おう。でも、もう一方で、そういう現実の中でやはり分かってもらう、現場の中で分かってもらうということを何とか工夫しましょうというふうに考えて御発言をいただければいいかと思いますが、どうでしょうか。おっしゃっていたのと違いますか。

委員：

私の中で全体的なことがよく分かっていないのだろうなと自分で思うのですけれども、確かに各学校にいろいろなお子さんがいて、特別にこういうクラスがあるのもいいのですけれども、実際に現場では、通級に行かなくて、目に見えないような形でクラスが混乱している状況がありますよね。だから、本当はこういうことなんだ、みんなが気づいてあげなくてははいけない。そういった意味で保護者の方たちに気づきのきっかけになるような活動をしていくというのは大事なんですけども、もっと各学校が、通級とかそういうことではなくて、スタッフをそこに入れて、学校の中でもケアできるような、も

っと具体的なものが見えてこないと - その前にもっと大きなところからとりかかっていることになるのでしょうかけれども、うまく言えないな、ちょっと分からないのですけれども、実際に私がかかっている学校でも苦労していらっしゃる場面はたくさん見るんです。でも、それがそれだけで今終わっていますから。そうですね、特別支援教育が充実して皆さんが気づけばうまくいくんですよね。すみません。

座長：

いやいや、すみませんじゃなくて、おっしゃっていることは分かります。

委員：

この間来ていただいてどうもありがとうございました。理解していただけてありがたかったと思います。教育委員会の方で出していただいた理解啓発について、全般的なことが網羅されていいなと思っています。今、委員さんのお話の中で、通級とか固定がある学校をふやしていけばいいということで、それはそうだなと思うんですけれども、谷戸の方に来させていただいて、通級がある学校に校長として来たことはとても幸せだと思っています。その前に、通常しかない学校でも教頭で務めさせていただいたのですけれども、多分、特別支援教育の方向性というのは、固定があっても通級があってもなくても、やることはみんな一緒なんだろうなというふうに思うのですね。

通常学級に行っていて、どうしても学級の中にいられないお子さんは校長室とかで預かってと、これはどこの学校でもやっていることだと思います。固定があれば固定に行くけれども、なければ校長室で預かってみんなやっています。通常学級しかなくても、パニックになってしまう子がいれば、保健室に行って、落ち着いたら普通の学級に戻ってくる。これももう、通常だけがあるにかかわらず、通級・固定があるにかかわらず、どこもやっていることだと思います。私も、前の学校でそうでした。とても落ち着いているんだけど、何か指導が入らないなというところは、お金を出していただいて指導課の方から学生ボランティアを派遣していただいて、行くほどじゃないんだけど、誰かいないと不安があるという子には横についていてもらうことで、これはどこでもあると思うんですね。

ただ、それがケアしなければいけない理由は、全国で6%とか4.何%ある。昔は、隣近所が、そういう子はこうすればいいんだよと、おじいちゃん、おばあちゃんが言ってくれたけれども、今は核家族で子どもの数は少なくてできないので、どんどんどんどんそういう子たちが学校に入ったときに子どもが困っているんですよね。困っているから、どうするかということできているので、そういう子が増えています。だから、こうしましょうというものを、市民の方、保護者の方に言うのもそうだし、ない学校は、ない学校で、こういうふうにしていこうねという教員への啓発も要るし、ふえることはとてもありがたいけれども、ではふえればいいのかということではないと思うんですね。それには莫大な予算も要るので、とても、鏡にかいた餅を食べるわけにはいかないの、

無理なことは言えないのではないかと思うので、設置があってもなくても、やっていることは変わらないのではないかな。ただ、どんどん大変になっていくから啓発をしていなくてはいけないというふうなことを考えています。

それで、この資料にはなかったのですけれども、このような、配慮を要するお子さんを持っている方が一番、今年、喜んでいらっしゃるの、細かい話で申しわけないのですが、せせらぎの教員に、そこの学校に行って個人面談をして欲しいという要請があるんですね。担任の先生はどういうふうに子どもに接したらいいかというのが、校長から要請が来て行くことが多くなっている、そういうのも、この中に、本当に細かい、個別へのケアというのもできるかなと思います。

座長：

ありがとうございます。いろいろな意見が出ていいと思いますので、どうぞ。

委員：

基本的には、これは制度ではありますけれども、子どもたちがかなり具体的に自分に必要な教育を求めて動けるとというのが基本だと思うのです。ですから、それを考えると、いわゆる、機関・機能が備わっているというよりも、いろいろな子が通常学級にいることもできるし、固定に行くこともできるし、通級学級にも、また盲・ろう・養ともかわりが持てると、その出入口をなるべく速やかに رفتり来たり、それは極端かもしれませんが、 رفتり来たりできるほどに円滑になることが一番大事なことだと思いますので、一つの学校、隣の学校よりも、もう少し広げた中で子どもがどう動けるか、どういうふうに教育を求められるかという視点を大事にしていくことが、私は基本だと思います。

委員：

今、話を伺いながら、要するに、通級があるから云々ではなくて、本当にケアの1、2、3がそれぞれの学校にあって、そういうことが保護者にしっかりと分かれば、この目的というのは生きてくるのかもしれませんが。だから、こういう子たちがいるからあそこに行きなさい、ここに行きなさいではなくて、どの学校もこういう子たちに対してサポートできますよというような形にということですよ。それが望ましいということですよ。そうではないんですか。

やはり、みんなが気づいていながら、先生方もよくおっしゃいますけれども、保護者がなかなかそこに気づけないというか、受け入れない場面があるという。でも、そういう子たちを外に出すのではなくて、その学校の中でもきちんとフォローできる体制というのが特別支援教育につながっていくと考えてよろしいのですか。そうでもないんですか。

座長：

いや、そういうことではないと思いますけれども。余り気になさらないで、どうぞ、

おっしゃってください。そういうものを盛り込んで、4月から討論すればいいんですから。

委員：

背景となる「理解啓発」の在り方については、ここにすべて網羅されていると私は思っています。その上に立って、本市の今の財産を有効に活用していく。そのための目標は何かというと、障害理解。それは障害のあるなしにかかわらず、どちらもしっかり理解してサポート体制をつくっていかねばいけないと思うんですね。そのために、うちのような固定のある学校はそれなりの役割があるし、それなりのノウハウがあります。専門的な技術や障害理解についても授業の中でどう取り組むかという実際の内容があります。それらは他の学校に輸出ができると思うんですね。それから、通級学級でもそれぞれの学校から集まってくる子どもたちを、その場でどうケアして居場所をつくり、さらに自己肯定感を高めて教室に返すかというノウハウがあると思うんですね。そういうものは、全くそれが無い学校にとっては、そういう意味での障害理解が、ある意味では得やすい内容にありますので、保護者も含めて進んでいると思います。ですから、そういう体制の中で本市はここに出されたものを土台にして、さらにそういう財産をどう制度の中に組み込んでいって、目指すべきものは、障害のあるなしにかかわらず理解を合い、お互いに教育的ニーズが得られ、それからかかわる内容にしていくかということかなと思います。

座長：

指導課絡みのこともかなりあるようです。

委員：

今お話を伺っていて、事務局の方から出されています「理解啓発」の在り方についての検討の前文のところにもあるのですが、「これまでの心身障害教育（特殊教育）から新たに特別支援教育へ移行及び推進していくために」というところなんですけれども、枠組みの中で、これまでの心身障害教育の在り方についてももう一度、一般市民の方、保護者の方にも理解をいただく。これまでも適正な就学ということが図れてきておりますけれども、それぞれ、そのお子さん、お子さんのニーズに合った適正な就学を進めてきたわけですね。それプラスアルファ、ここに挙げられているLD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害にかかわって、さらに個に応じていくよという部分がありますから、これまでの心身障害教育の枠組みの説明を丁寧に行う。さらに、特別支援教育で対象となる発達障害のあるお子さんに対しては、こういうふうに制度を変えていきますよと。その枠組みを明確にしていくことが一番よいのではないかな。そのときに、事務局としてできること、また学校では教員ができること、PTAを中心とした保護者ができること、それぞれ整理してあげると、今一番知りたいこと、分からないことを明らかにしていくことが優先されるべきかなと思います。

委員：

質問なのですが、これまで西東京市の教育委員会の方から、国とか都のお知らせなど報告のようなものを「西東京市の教育」という形で出していると思うのですよね。子どもが学校の方から持って帰っております。それに関してどういうふうな反応があったかというのは何かあるのでしょうか。それは、「広報紙、学校だより等による理解啓発」と一番下の段の(3)に書いてありますよね。そこに今までの答えになるものが出てくるのではないかと思います。

それから、真ん中に「PTA等の保護者団体の研修等」と書いてありますけれども、西東京市においてPTA等の保護者団体を通して、これまでこのようなことをやって、別に特別支援教育とかというそういうことではないのですけれども、どのような形で把握されているのかとか、こういうことをやったことがあるのかということに関して質問をさせていただきたいのですけれども。

座長：

今までの活動の中での反応ですね。どうですか。

学務課長：

特に集計をしてございませんので。電話問い合わせ等では一対一でお答えを申し上げていることはあるのですけれども、いざ、集計で何件、どのような内容と言われますと、ちょっとまだ集計はしてございません。

2番目のPTA等の保護者団体の研修会ということですが、先ほど出前講座というふうに先ほど申し上げたのですが、これは教育委員会だけではなくて市全体で各部署が出前講座というものをやっておるのですね。テーマ別に話をしている中では、これとても今申し上げた中で特に教育委員会がPTA等にこの題材でという話は集計してございませんので、もしもあれば調べて次回にでもお答えは申し上げますが。

座長：

ではその辺、どんな具合であったかということが分かりましたらお願いします。

(3) 「地域との連携」の在り方についての検討

座長：

それでは、次の「地域との連携」の在り方に移らせていただきます。

学務課長：

「地域との連携」の在り方についてということで、左の部分は私の方で説明をさせていただいて、右側の現状の部分については教育相談課長から説明をさせていただきたいと思います。

それでは、「地域との連携」の在り方についての検討をご覧いただきたいと思います。

こちらについても、国の最終報告、東京都の計画、国のガイドラインから入らせていただきますと思います。

国の最終報告においては、

市町村教育委員会においては、特別支援学校（仮称）及び関係機関との連携を進めるなど、各地域におけるニーズに応じた地域全体における総合的な支援体制を構築することが重要である

というふうに述べられております。

さらに東京都の計画では、

特別支援プロジェクト（就学支援）の推進

L D等を含め障害のある児童生徒の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、各区市町村を基礎的な単位として教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づく相談支援体制（ネットワーク）を整備するためのモデル事業を実施します。

ということでございます。

国のガイドライン（試案）では、

地域支援における特別支援連携協議会の設置（支援地域におけるネットワーク）

障害のある子どものニーズに応じた教育的支援を適切に行うため、各支援地域においては、「支援地域における特別支援連携協議会」を設置することが望まれます。この協議会の設置に当たっては、地域の教育資源等を実態に即して生かす工夫を行うことが大切です。

というふうに述べられています。

このように、「地域との連携」の在り方について特別支援教育を推進していくためには、ぜひとも地域との連携が重要になってきます。現在でも、市教育委員会では相談機能ネットワークを構築し、庁内関係部署のほか外部の関係機関との連携を図っているところです。それらの連携機能を活用し、特別支援教育へ移行推進していくために、地域連携の形を検討していくこととなりますということでございます。

それでは、右の現状について教育相談課長の方からお願いを申し上げます。

教育相談課長：

それでは続きまして、私の方からは、相談ネットワーク庁内連絡会、相談ネットワーク図について説明させていただきます。

西東京市には、市役所の中に各相談窓口を持っている課がたくさんございます。乳児から高齢者までということで、この相談機能の庁内の連絡会というものがあります。それは各相談のところが恒常的に、日常的に連携をスムーズにして機能するようにということで、これはまず庁内の中で関係課は、企画課、生活文化課、保健福祉総合調整課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、健康推進課、子育て推進課、保育課、児童課、

学務課、指導課、教育相談課と、13課が、まずその相談の課として窓口になっております。

外部の関係機関としましては、小平児童相談所、田無警察署、多摩小平保健所、立川少年センター、西東京市民生・児童委員、特に主任児童委員がかかわっています。それから西東京市保護司会、市立小中学校ということで、外部機関も含めて相談機能のネットワークを組んでおります。この中に学校教育部としてサポートチームとかさまざまなものがあります。また福祉部でも、ここに書いてありますようにさまざまなネットワークを組んでおります。

それから、一つだけ誤字の訂正をさせていただきます。右側の児童相談所、その下に市立幼稚園というふうにあります。これは変換ミスでして、私立幼稚園と変えてください。申しわけございません。

私からは、簡単ですが、以上です。

座長：

御質問はありますか。入り組んでいますから。この間、相談課長さんから、見学会の途中で御説明をいただいたのですけれども、いかがでしょうか。

学務課長：

今、相談課長が御説明をいたしました。要は市役所の部分をその13課が中心機能とでも申しませうか、中心にありまして、それから、ご覧いただく図のように、保健所など他機関いわゆる周辺機能とでもいいませうか、それらが相まって相談機能ネットワークを構築しているということになってございます。

それからさらに、この特別支援の関係でいいますと、これらに労働関係機関が加わることになろうかと思えます。後ほど御説明申し上げますが、いわゆる乳幼児から卒業後という長いスパンの計画づくり、その子に応じた計画づくりに入りますので、労働といういわゆる就労ということもかなり重要な組織になってございます。ですので、この中にさらに就労、労働関係機関が入ってこようというふうには、その特別支援教育の観点から見ますと言えるかと思えます。

座長：

役所の中ではどこだということはないわけですか。

学務課長：

就労ですか。

座長：

ええ。

学務課長：

産業になりますけれども、ネットワークということの中心は教育相談課です。

座長：

でも、労働関係機関との連携ということは当然出てくるであろうと。現状は相談課。

委員：

ハローワークみたいなものも入ってくるのですか。

教育相談課長：

相談ネットワークの中の外部機関としては、ハローワークは現在は入っておりません。ただ、保健福祉部の障害福祉課の中の障害者の就労支援センター等は、この中に含まれてくるかと思えます。

座長：

続けて、質問も含めて御意見も出していただきたいと思います。もっとこういう機関との連携というのがあるのではないかとかということも含めて御意見をいただきたいと思えます。

市役所の中の保健福祉部について がついているのですが、市民の方が分かっている方がいいのですが、失礼な言い方ですが、「こどもの発達センターひいらぎ」というのがあります。これは旧保谷市がかなり独自の動きをしていた時代がありまして、その後、合併して西東京市となって変わってはいるのですが、「こどもの発達センターひいらぎ」について学校とか保育園とかとはまた別な機関なんです。その辺、市民の方はお分かりになっていらっしゃるでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

座長：

それなら結構ですが、他の区市だと質問が出るんです。一つの貴重な存在であった、現在もそうです。

教育相談課長

今に関連しまして、障害児の通所訓練施設、発達支援センターひいらぎなんです。その横のところにもう一つ、これは西原保育園のところにあるのですが、ひよっこという、こども似たような、ちょっと小規模ですが、心身障害児訓練施設としてあります。

委員：

小さなことでどちらでもいいかと思うのですが、都立養護学校の枠から矢印が一本も出ていないのですが、これは現状だから出ていないということなんでしょうか。そこら辺がちょっと気になります。

座長：

学校教育部のところから続いて矢印が、これは都立養護学校……。

委員：

都立養護学校から矢印が他に出ていないというのが。

教育相談課長

相談機能ネットワーク連絡会の中では、もちろん、通常の業務の中では都立学校、教

育相談課などは特に就学相談のところでは矢印が行ったり来たりしていますが、この相談機能連絡会の中では都立学校からというのは出して、こちらが主体になっているので、矢印は出ていませんが、日常の中では矢印が行ったり来たりはしています。このネットワーク図の中では、養護学校からのネットワークに対しての発信は、これは庁内の連絡ネットワークなので出てないのです。それだけのことです。日常的には出ています。

委員：

地域諸機関との連携ということで感想でもいいですか。

座長：

どうぞ。

委員：

今、小中連携とか幼少連携ということで、本校に限らずいろいろな学校でそういう連携をとっていると思います。幼少連携のところでの感想なんですけれども、例えば我々が6年生から中学へ出すときに、こういう子どもが行きますので、ぜひ、そちらの学校でよろしく願いますということで、今は中学校の方からヒアリングに来てくださって、それは決して、この子はこうだからとレッテルを貼るわけではなくて、こういうところで伸びますとか、こういうことで学校で頑張らせてくれと、そういうプラスの面を基本としたヒアリングなどをやって、もちろん要録は送りますからあれなんですけれども、それと同じことを本校は幼稚園や保育園とやってきたのですけれども、ここのところに来て、幼稚園の方は学校教育法ですから要録が来ますから、あなたの学校にうちの幼稚園から今度就学しますのでということで、それはいろいろな面ですごく参考になるのですね。ですから、うちなども、一人うちに来るといふ子を含めると30近くの幼稚園、保育園とかかわるのですけれども、中心となるようなところに低学年の先生方がヒアリングに行っていたのです。幼稚園のところでは、この子はこういうところで、こういうよさがありますから、こういうふうになりますよと。友だち関係だとかいろいろな情報をいただけたのですけれども、去年あたりから保育園がもう一切くれないんですね。

本来そういうことで、我々はプラスの意味合いで、小学校に入ってきたときのその子の特性、適性などを聞き出したいのですけれども、保育園の方はどうも、全部の保育園がそうなのか、よく分からないのですけれども、去年はうちの職員ががっかりして帰ってきたんですね。その後、指導課の方に電話が行ったそうで、理由は個人情報に関することをなぜだということなんですけれども、個人情報にかかわって我々は仕事をしている部分で、守秘義務というのはもちろん全面的にあるわけですけれども、そうすると、市立の部分のところから幼少連携は崩れていくんだなという感じで、当然、今年もそういうトラブルがあるだろうということで、残念ながら、公立の保育園にはヒアリングに行かなくてもいいということで、私立の方にはヒアリングに行くのですけれどもね、そういうところでも、保育園から来る子たちを温かく迎えてあげたいなと思う学校として

はマイナスなんだなという感じがありますけれども、その辺は役所の中でどうなっているのでしょうか。去年はクレームをいただいたんですね。うちだけではなくて何校かあったそうです。

座長：

大変よく分かります。個人情報とのかかわりでその問題があるのですが、いかがでしょうか。

教育相談課長：

参考ということで、確かに行政間でも個人情報保護法が施行されてから、その辺のところはネックにはなっています。ただ、教育相談課のところでは一般の教育相談、就学相談に関しましては、事前に保護者の了解を得て、その幼稚園、保育園に行動観察あるいは相談等に出かけます。だから、個人情報保護法の中でも当事者の了解を得るということで、その辺で今のお話を伺いました。その辺の事前の方法が何かとれないかなというふうに思いますが、私どもの課の中ではそのような状況です。

一般的に保育課長、それから各保育園長などに、このお子さんとはいうふうにダイレクトで行くと、個人情報保護法のところで、ちょっとそれはということを言われますので、事前に了解をとということになっています。

委員：

よく分からないのですけれども、ここ1～2年なんですよ。今課長が言われたような意味合いでガードしてきます。こちらは、個人情報で、この子がどういうこととか、そういう部分ではなくて、今年入ってくる子どもたちの特性はこうで、その中で、うちの保育園にはこういう子がいっぱいいますけれども、A小学校には5人行きますよ。この子たちは元気でどうのこうのですよというような、そういう話を聞いて生かしたい、だから、その子はどういうものを持っているとか、そんなところまで詳しくは当然できないし。ですから中学校と我々の話もそういう理屈でいくと、個人情報だから出せませんということになっちゃうのですけれども、実際は要録は行くわけですから、そういう中でこの子が中学校に行ったときにこういう活躍をして欲しいなという願いを込めて、現担任はやるわけですよ。もちろん管理職も立ち会いますけれどもね。ですから、そういうような内部からの連携というのが欲しいなというのが実際のところです。80人、90人子どもが来るのに、全く子どもの様子分からないで蓋をあける学校の不安さというのはあると思います。そこはいい意味の連携というのは絶対に必要だなと思います。

座長：

今、個人情報の問題が前面に出ていますから、それによるいろいろな問題をどういうふうクリアするかというのは課題になると思います。かつて、私は中学校にいましたが、中と小の先生の間でもそういう問題があって、先入観を持たれると困るからというようなことでうまくいかないときもあったのですが、現状として、それがそういう

ことではうまくいかないんだということをお互いが分かり合って、今多分その辺の部分
はかなりいい連携ができています。幼稚園、保育園との関係をこれから
見つけていくところだし、それをどういうふうにこの懇談会で文章なり何なりに盛り込
むかというのも工夫の要るところだと思います。

委員：

懇談会どうのこうのというより、連携そのものが大事だと言いながら、現状はそうい
う部分で壁にぶつかっているということです。

座長：

これは個人的な意見ですが、そういう意味合いのことも入れておくことによって、先
生が今御苦労なさっている部分が生きるときがあるというふうに思いますが、他にどう
でしょうか。

委員：

はっきり言うことはなかなかできないのですが、うちも保谷第二小学校に、学区な
ので下二人の子どもが通っていたのですけれども、多分うちの子もそうだったと思うの
ですけれども、子どもたちが企画して2年1組、3年1組は何をやるとか、学校の中で
お祭りをやるのです。そこに御招待みたいな形で、すぐそばのやぎさわ保育園とかが先
生が引き連れて集団で来ていたんですね。それも、多分年長とか年中さんだと思うので
す。そこに、保育園の先輩がいたとか、おにいちゃん、おねえちゃんがいたとか。保護
者が、まだ保育園とか幼稚園に入っていないお子さんを、下の子どもたちを連れてお祭り
に参加できます。保育園の子どもたちは、親が連れていける機会も少なかったりするので、
本当に近いところなので負担がないからだとは思いますが、そういう形でされて
いるのを見ていて、やぎさわ保育園に通っている子どもたちが全員保谷第二小学校に
行くわけではないのですけれども、子どもたちにしてみると、おにいちゃん、おねえ
ちゃんたちがやっているのを見に行くとかという。昔、学校の運動会で来年学校に入る
ぞみたいな未就学児のかけっこがあって、ノートを一冊もらって帰ってきたみたいな
ことがありましたね。そういうのは兄弟が大体参加するというのももちろんあるのです
けれども、そういうのが今はなくなってきていると思うんですよね。でも、違う形で活
用して、それが、もちろん来年の就学に向けてとか、そういうことでなくても、お互い
の交流ができればいいかな。それは、保護者としてお祭りに参加していて、保育園の先
生方に連れられてくる子どもたちを見て微笑ましくて、見ている側としては、そうい
うのもあるんだなというのが感じられます。

どこの学校でもやっているかどうか、もちろん分からないのですが、そういう機会に、
招待されると意外に行きやすかったりするので、本当に近いところだからできるのかも
しれませんけれども、そういうのもあるなど。それをとても喜ばしく思っている側とし
ては御紹介して。先生方にとって役に立っているかどうかは分からないのですけれども。

ただ、連携という、手をお互いに出し合っするというのは言葉にするとすごくいいのですけれども、実際にどういう形ですれば連携ができるのかというのが - 連携していますというのだけでも、どういう形でされていて、うまくいっているのかという例があれば教えていただきたいと思うんですよね。いろいろなところで、今キーワードは連携だと出ていると思うのですけれども、できていないから言われているのではないかと、思うんです。そのあたりが教育委員会の中でも多分いろいろな形でされていると思うので、よかった例があれば教えていただくと参考になるかなと思います。

委員：

たまたま来年度就学する子の保育園の園長さんが、実はこの子についてはこういう事情があってというのを保護者の了解の上に伝えにきてくれたことがありました。それはこちら側から言ったのではなくて、きっと何かの思いがあって、お話の上こちらに来てくれたのだらうと思います。もしかしたら、園とその保護者の信頼関係によっては個別には対応が実際にはあり得るのかなと思いました。

委員：

今のお話を受けて、私も保育園に子どもを通わせていましたので、担任の先生を通して、園長先生を通してというのがとても楽なんではないかな。それで学校の校長先生にとかいうのは、とてもあるかなと思いましたし、うちは養護学校を選択しましたけれども、その際にも、担任の先生も養護学校を見に行ってくださいたりとか、そういうのがあると、割り方スムーズに - 情報を流してという変な言い方ですけども、言っておいていただいた方が、あとあと便利かなと思う場合もあるのですね。

ただ、なかなか、今までのお話の中にもあったと思うのですけれども、私の場合は就学時健診とか、いろいろ嫌な思いをしたケースを障害のある親同士で教えてもらうのですよね。例えば来年就学するお子さんの親御さんたちは、もう既に戦線を戦いましたから、どうでしたというのを、その親御さんたちに、その下の親が聞くんですよね。疲れ切った親から聞いた親は、これは苦勞が多いから気合を入れていかなければいけないと思うし、とてもいい戦いをした親は、「大丈夫よ」と言ってくれると思うのです。どうであれ、普通のお子さんが就学時健診を、うちも下の子がそうでしたけれども、何の気なしに通るのとは全く違う心構えで、何年か前から用意して、いざ出陣という時を向かえる親にしてみると、かなり用意周到にやっていかなければいけないという意味で、小学校の情報を探しているのですけれども、だからといって特別視されても辛いなと思うので、前にもお話があったように、就学時健診はすっとぼけてという話も出てきたりとかします。

ですから、理解啓発のことも含めてそうだと思うのですけれども、もちろん、就学だけの相談でもなく、教育相談の在り方がきちんとしていないと、正しい情報が伝わっていかないのではないかと。保護者はわらをもつかむ思いで、現在その学校の通ってい

る親御さんにいろいろ聞きますから、その中で戦うという言い方は変なんでしょうけれども、親としては戦っているつもりですが、子どもにとって一番いい形を考えてしていますけれども、きちんとした正しい情報がないと、いい形で参加できなく、参戦できなくなるので、できるだけ多くの情報を正しく適切に、誰でもがとれるような状況を作り出していただくことが、連携についても言えるのではないかなど。どこへ行っても見てくれるのだと思うのですけれども、そこからなかなか、最初の一步がうまくいかないと、もういけないというふうになってしまったりするので、よく言われているカウンセリングマインドとか、相談員がいるとか、そういったものを置いていただくというか、常に気づいてくれる人を窓口というか前面に出していただければありがたいなと思います。

座長：

理解啓発の中身も、そこが進めば、今問題になっているようなことも多少はいい方向に行くということもあろうかと思えますから、その辺も考えてまた進めたいと思いますが、他にいかがでしょうか。

(4) 「盲・ろう・養護学校との連携」の在り方についての検討

座長：

それでは、本日の課題(4)「盲・ろう・養護学校との連携」の在り方について、お願いします。

学務課長：

資料4をご覧くださいと思います。「盲・ろう・養護学校との連携」の在り方についての検討でございます。先ほどと同じように、国の最終報告から入らせていただきます。

国の最終報告では、

小・中学校における障害のある児童生徒の教育は、主に特殊学級等で行われてきたが、今後は、学校全体の課題として取り組んでいくことが求められる。特別支援学校(仮称)との連携協力を積極的に推進すべきである。

東京都の計画では、

盲・ろう・養護学校のセンター的機能の充実

都立盲・ろう・養護学校等がその専門性や施設・設備を生かし、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、指導・研修、教育相談、情報提供・理解啓発等を実施していきます。

具体的には、地域の幼稚園や保育所、小・中学校等からの要請に応じた巡回相談の実施や、研修会や合同研究の実施、教育相談への対応、特別支援教

育に関する理解啓発や情報提供などを行います。

国のガイドライン（試案）では、

盲・聾・養護学校との連携

小・中学校が障害の状態や特性等に応じた専門的指導を充実させるためには、障害のある児童生徒への専門的な教育を行っている盲・聾・養護学校との連携を図ることが大切です。具体的には合同研修会、派遣研修等の研修会の充実や、巡回相談の実施などが考えられます。

ということでございます。

それでは、上をご覧いただきたいと思います。特別支援教育を推進していくためには、盲・ろう・養護学校との連携が重要になってきます。東京都特別支援教育推進計画では、西東京市を支援エリアとするセンター校は、都立小金井養護学校とされています。センター校は指導研修、教育相談等において地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮します。

また、小金井養護学校以外との連携を考えると、例えば副籍制度では、西東京市在住の児童生徒が通う、それぞれの盲・ろう・養護学校との連携が必要になります。また、市内の心身障害学級から養護学校高等部へ進学する生徒も多いことから、今後、個別の教育支援計画の作成に当たっては、養護学校高等部との連携が一層求められてきます。さらに、養護学校高等部卒業後の就労支援ということでは、西東京市では保健・福祉部門が担当しますが、そこでは養護学校高等部との情報交換が必要となります。

副籍というのと個別の支援計画というものを御説明申し上げます。右下をご覧いただきたいと思います。でございます。

副籍とは、「都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るもの」でございます。副籍というのは東京都の独自事業ではございますが、いわゆる地域とのつながりを重要視するということでございます。

個別の教育支援計画とは、「「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で考え方が示された。教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと」でございます。先ほど、労働、就労関係がプラスされるということを申し上げましたが、ここでもいわゆるスパンの長い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援の計画を「個別の教育支援計画」という言葉で定義してございます。

それでは、右の方をご覧いただきたいと思います。「盲・ろう・養護学校と西東京市

との連携の一例」でございます。先ほど申し上げましたように、都立小金井養護学校と市教育委員会市立の小・中学校との連携、さらに今御説明申し上げました副籍との関係では次の欄でございます。

個別の支援計画においても、ご覧いただくように市立の小・中学校、保育園、さらに発達支援センター、またさらに他の施設があればこの辺も御示唆をいただきたいと思っております。

就労支援においては、今申し上げましたように、保健福祉部門とは書いてございますが、いわゆる就労、労働関係のことが重要視されているということでございます。

資料については以上です。

座長：

御質問はないでしょうか。それでは、御意見も含めて。

副座長：

先ほど、小学校就学以前からの連携の問題が出てきましたけれども、例えば東京都の計画では、具体的な地域の幼稚園や保育所、小・中学校等からの要請に応じた巡回相談の実施や、研修会や合同研究の実施などが出てきまして、東京都でも恐らくは地域の幼稚園や保育園などとの機能的なつながりを幾らか重視してきたのではないかとということが考えられるわけですが、右下の方の個別の支援計画を作成する場合に、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援をするということが出てきますので、そういう点の理解啓発、連携が大変いろいろ難しい問題も出てくるし、なおかつ、障害教育をしようとする、一貫性のある支援というのはどういう具合に出てくるかということが大変難しい問題ではないかということが考えられるわけですね。

昔、学校の先生方はレッテルを張って上に出すということを非常に嫌がったものから、例えば幼稚園から小学校に上がるとき、この子はこういう特性があるんだよということは、教育的な配慮ということが根底にあるのですけれども、まさに今までの、昔の制度ですと、レッテルを張っちゃってというようなことが出てきたのですが、最近はそのようなことは学校の先生方は非常に専門的になってきましたので、ないのですが、個人情報との関連も配慮を要する点ではないかということを感じました。

委員：

先ほどの、市のところで話をしようかと思ったのですけれども、今、盲・ろう・養護学校との連携、幼保連携ですので、この連携の在り方というところで、先ほど、ある委員がキーワードの話をしてくださったのですよね。窓口がどんな人かによって入りやすいか、それとも気持ちを固くして頑なになるかということがとてもあるのではないかと。この制度というのは、まさに障害ということが一つの問題になっておりまして、それについては保護者も含めて窓口がどう開かれていたかによって、我が子にとっての一番いい教育ニーズを受けるようなことを選択する筋道に至れるかということにつながると思

いまして、本市の場合、他市と比べて教育相談課というものが別の一つの課として独立して存在していて、ここが役割を果たして、保護者に対しても、子どもに対しても、学校に対しても、今厚くケアをしてくれている財産があるわけですね。

盲・ろう・養護学校との連携も含めて考えなければいけないのは、本市のこの制度を立ち上げる柱となる部署をどこに据えて、それらとの連携を図りながら、子どもにとって一番幸せな教育環境を整備していくかということだと思っております。ここに書かれていることはすべて本当に大事な、連携しなければならない相手であり、場所であり、ノウハウであるということだと思っております。

先ほど副座長がお話ししてくださった、オギャーと生まれた赤ちゃんから、成人として就労していくまで、本市は特別支援教育という一つのスタンスの中で見守り続け、サポートし続けますよということが見える設計にしていけるのかなと思っておりました。

委員：

本市の場合は都立小金井養護学校というふうに、もう明確になっているのですが、小金井養護学校との連携、交流もしくはこういう会への出席等も含めて何らかの今後の意見交換、その他のことを考えていらっしゃるのか。それとも、それはそれ、これはこれというふうな形でいくのかどうか。

委員：

今、小金井養護学校では、そのプリントの右側の方にも書いてありますけれども、指導・研修、教育相談的なレベルで就学相談、交流をさせていただいています。それぞれの学校に特別支援教育のコーディネーターの教員がおりますので、小金井養護と小平養護、田無養護、それから本市では東京都へ派遣しました、中原小に特別支援教育のコーディネーターが1名、センターで研修を受けてきております。そのところがまず集まって、教員のレベルで意識啓発を行っていき、理解啓発に努めていこうということをやっております。ですから今後、特別支援教育の体制づくりをしていくときに、その窓口と特別支援教育のコーディネーター、それから各養護学校の校長、副校長先生方と協議をしていく必要が出てくると考えております。

委員：

厚かましいお願いなのですが、養護学校が今までの役割に加えて特別支援教育のセンター的な役割をこれから担っていくということで、この間、市内の視察をさせていただいて非常に勉強になったこともありますので、もしできましたら、養護学校も視察をしていただくと非常にありがたいなと思ったのですが、

学務課長：

市立ですとすぐに御協議申し上げられるのですが、相手が都立ですから今の段階では何ともいいかねますので。

座長：

でも、そういう方向は考えられなくはないですよ。しかも、センターの役割をなさる。小金井養護学校がそういう役割をすると、エリアとするセンター、これはどういうふうになって決まったとか、その辺の経過は。

学務課長：

東京都の計画の中に入っておるのですね。それで、要は知的の小・中学校を持っている、養護学校になるのですが、ですので、先ほど話のあった田無とかいろいろありますよね。その中で知的の小・中を持っているところが、当市のエリアで言うと小金井養護と。小金井養護は、武蔵野、小金井、小平と当市と、四つの市を抱えているのがエリアなんです、そのセンター校が小金井養護学校。これは前にちょっとお示したかもしれませんが、東京都の特別支援教育推進計画の後ろの方に載っておるものでございます。参考図表の7でしょうか、後ほど御参考にさせていただきたいと思います。

委員：

肢体不自由に関しては、近隣では小平と大泉養護がありますよね。この間、小平に電話しましたら、「西東京市は合併する前の保谷と田無の地区で分かれています」と聞いて、「旧保谷地区に関しては大泉養護です」ということで、こちらは合併しているのに、上の方は分けているのかなということがあったのだけれども、その辺の確認をしていただけますか。今、大泉のバスが来ていますよね。

教育相談課長：

今、下保谷地区とかは大泉養護。一般的には肢体不自由として小平養護、もう一つは病弱養護として久留米養護があります。

委員：

うちなどは保谷小学校のことを向こうの地図で、大泉地区に近いからということで、そういう行政上の約束があるんですか。旧保谷地区は大泉だとか、旧田無地区は小平だとか。

委員：

それについては、東京都の方で学区域というものを決めておまして、それで、元保谷地区ではないのです。保谷地区でも、上と下とが分かれておまして、地図上どちらかということ、上が大泉の方へ、下の方が小平の方へということで、学区域が決まっておりますので、今の小金井がセンター校、いわゆる養護学校が西東京市のというのも、どの地域かというのは、小金井養護の通学区域ということで決まっております。

座長：

上下というのは、西武新宿線ですか池袋線ですか。

委員：

ごめんなさい、今しっかりしたものを持ってきていけばよかったのですが、西武新宿線がありますが、その上少しが小平養護、地図上の上に池袋線がありますが、池袋線と

新宿線のどちらかという、池袋線に近い方が大泉養護という、これは町名で決まっています。はっきりした町名というのは今持っていません。

座長：

それがまだ残っているわけですね。

委員：

残っています。

座長：

そうしますと、今まで十分ではないと思いますが、今後のこととも絡みますので、資料 5の今後の予定について事務局から説明をしていただいて、次へつなぎたいと思います。

(5) 今後の予定について

学務課長：

資料 5ですが、今後の予定ということで事務局の方で御連絡申し上げます。本日で、今年度については終了ということで、来年度は4月、第12回から検討を進めていただきたいと思っております。そして、既にお話し申し上げましたように、6月で、いわゆるまとめの報告を教育長に提出という予定でございますので、4月と5月で3回ないしは6月も含めて4回になろうかと思っておりますが、まとめていただく形をお願いを申し上げます。

そしてきょうは既に、先ほどの「理解啓発」以下二つについても、御議論をいただいた内容を事務局サイドでまとめさせていただきながら、また4月のときの一種のたたき台とでも言いましょうか、そのような形で御議論を仰いでいきたいと考えております。

座長：

今後のまとめにかかわることですから、要望、質問も含めて御意見を出していただけたらと思っております。きょう言い落としたけれどもということ等があれば、教育委員会事務局の方へ電話なり文書なりで出すということもあってよろしいですね。それをたたき台の中に入れる入れないというのはまた別な話ですが、御意見等があれば別にいただいてもいいのではないかと思います。

副座長：

まとめる骨子ですけれども、「理解啓発」「地域との連携」、それから副籍などもかわりのある「盲・ろう・養護学校との連携」の3点を骨子として出すことに……。

座長：

きょうお出しになったのはあくまでも参考であって、柱立てはまた考えて、こうというのが中心にはなるけれどもと、その辺をちょっと説明してください。

学務課長：

前回はたしか8本お示し申し上げ、今回は3本と。ですので、まだ、どれを骨子にと
いう形は御議論の幅ということにとらえていますので、また次回は少し違うかもしれま
せんけれども。ただ、それらを加味しながら、5月にはまずたたき台を示してみたいと
思います。ただ、私どもの着目している点は、皆様の御議論をどのような形で出して
いただけるかということで工夫をしてございますので、テーマについては前回は8本、今
回は3本ですが、それらを加味してまた調整をさせていただきます。

座長：

御要望も含めて。

こうすることで、本日はということにしてよろしいでしょうか。それからいろいろ問
題はあるのかも分かりませんが、養護学校の視察の件についても御配慮をいただ
けたらありがたいと思います。

2 . 閉 会

座長：

それでは、第11回西東京市障害児教育検討懇談会を閉会いたします。お忙しいとこ
ろありがとうございました。

午前11時50分 閉会